

医療費が高額になる方へ

限度額適用認定証を医療機関の窓口に提示することにより
お支払いが自己負担限度額までとなります

1. 「限度額適用認定証」の申請方法

- (1) 限度額適用認定証の交付を受けられる方は次のとおりです。
 - ① 69歳までの方
 - ② 70歳以上75歳未満で非課税世帯の方
 - ③ 70歳以上75歳未満(高齢受給者証に3割と表示)の方で、課税所得が145万円以上690万円未満の方
- (2) 申請には、次の書類が必要です。
 - ① 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書
 - ② マイナンバーの確認書類及び身元の確認書類
 - ③ 負傷(傷病)原因報告書(けがの場合のみ)

2. 医療機関に「限度額適用認定証」を提示できなかった場合(高額療養費)

高額療養費支給申請を行うことにより給付を受けることができます。
申請には、次の書類が必要です。

- ① 国民健康保険高額療養費支給申請書
- ② 医療機関が発行した領収書のコピー
- ③ マイナンバーの確認書類及び身元の確認書類
- ④ 負傷(傷病)原因報告書(けがの場合のみ)

～所得がわかる書類の添付が省略可能になります～

これまで、限度額適用認定申請や高額療養費申請等にあたっては、所得区分を判定するために、当国保組合に加入している方全員分の「所得がわかる書類」を添付していただいております。しかし、令和2年10月申請分からは、当国保組合がマイナンバーを用いた情報連携により市区町村から所得情報を取得するため、「所得がわかる書類」の添付が省略可能になります。

(留意事項)

情報連携による所得情報が取得できなかった場合は、「所得がわかる書類」を提出していただく必要があります。この場合、当国保組合から組合員の方へ依頼をします。

3. 所得区分

所得区分は、所得要件により異なります。

なお、◆がついている所得区分(現役並みⅢと一般)の方は、限度額適用認定証の申請手続きは不要です。これは、医療機関の窓口で保険証と一緒に高齢受給者証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額に抑えられるからです。

年齢	負担割合	所得区分 [限度額認定証の表記]	所得要件
69歳まで	3割 (小学校入学前の方は2割)	上位所得1 [ア]	901万1円以上(※1)
		上位所得2 [イ]	600万1円～901万円(※1)
		一般1 [ウ]	210万1円～600万円(※1)
		一般2 [エ]	210万円以下(※1)
		低所得 [オ]	世帯に属する方全員の市区町村民税が非課税の場合
70～74歳	3割	◆ 現役並みⅢ	課税所得690万円以上の方が一人でもいる場合
		現役並みⅡ [現役並みⅡ]	課税所得380万円以上690万円未満の方が一人でもいる場合
		現役並みⅠ [現役並みⅠ]	課税所得145万円以上380万円未満の方が一人でもいる場合
	2割	◆ 一般	課税所得145万円未満の場合、もしくは旧ただし書き所得の合計が210万円以下の場合
		低所得Ⅱ [Ⅱ]	世帯に属する方全員の市区町村民税が非課税の場合
		低所得Ⅰ [Ⅰ]	世帯に属する方全員の市区町村民税が非課税で、かつ全員の総所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円の場合

※1 当国保組合に加入している世帯全員の合計額(総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた後の金額です)

*自己負担限度額については、建設連合国保ガイドブック又はホームページをご覧ください。



4. 「限度額適用認定証」を使用する上での注意事項

次の例では、申請があった場合に高額療養費の支給対象となります。忘れずに高額療養費を申請してください。

【例1】同一月に2カ所の病院で入院した場合

入院 (A病院)	57,600円 (限度額適用認定証を利用し、限度額支払い)	⇒	自己負担額 57,600円	-	高額療養費の 自己負担限度額 57,600円	=	高額療養費支給額 (払い戻し額) 40,000円
入院 (B病院)	40,000円 (21,000円以上のため対象)		40,000円				

【例2】C医院を通院受診し、その診療にかかる高額な薬代を「D薬局」で支払った(限度額適用認定証を使用)場合

通院 (C医院)	5,000円 (院外調剤分と合算する診療分)	⇒	自己負担額 5,000円	-	高額療養費の 自己負担限度額 57,600円	=	高額療養費支給額 (払い戻し額) 5,000円
調剤 (院外のD薬局)	57,600円 (限度額適用認定証を利用し、限度額支払い)		57,600円				

※ 例1・例2は、いずれも「所得区分：エ、受診者：70歳未満の方」とします。

建設連合国民健康保険組合

連絡先：0120-76-1703 (組合員専用フリーダイヤル)

03-3504-1502

(R2.10版)